

平成30年2月28日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長 橋本 勝、以下「当社」)は、専門信託銀行としての強みを最大限に発揮することを主眼に、お客さまへのサービス・利便性の向上に資する FinTech への取り組みを進めております。

このような中で、銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を決定致しましたので、公表致します。

当社は、本邦唯一の専門信託銀行グループの一員として、電子決済等代行業者をはじめとする様々なパートナーとの連携・協働も含め、多様化・複雑化するお客さまのニーズにお応えできるよう、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

### 1. 基本方針

三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます。)は、専門信託銀行としての強みを最大限に発揮することを主眼に、FinTech への取り組みを進めており、安全性に十分な配慮をしつつ、お客さまへのサービス・利便性の向上に資する電子決済等代行業者等との提携についても、今後、検討を進めてまいります。

### 2. API 連携の方針

当社では、上記基本方針を踏まえ、当社とお取引いただいているお客さまが、利便性の高いサービスをご利用いただけるよう、電子決済等代行業者との API 連携を可能とする体制の整備を、以下のとおり行う予定です。

	種別	機能	時期
個人のお客さま	資金移動 <sup>*1</sup>		2020 年春頃まで <sup>*3</sup>
	口座情報 <sup>*2</sup>	残高照会・入出金明細照会	2019 年夏頃まで
法人のお客さま	資金移動 <sup>*1</sup>		2020 年春頃まで <sup>*3</sup>
	口座情報 <sup>*2</sup>	残高照会・入出金明細照会	2019 年夏頃まで

<sup>\*1</sup> 改正銀行法第 2 条第 17 項第 1 号に定める行為。具体的な機能については、API 連携に係る体制整備と併せて決定してまいります。

<sup>\*2</sup> 改正銀行法第 2 条第 17 項第 2 号に定める行為。三井住友信託ダイレクトおよび三井住友信託ビジネスダイレクト(インターネットバンキング)対象商品のうち当社が指定する商品を対象とする予定です。

<sup>\*3</sup> 資金移動に関する API に係る各種セキュリティ基準等が整備されることを前提としております。

### 3. システム構築に関する方針

当社が提供する API 連携に係るシステムは、「オープン API のあり方に関する検討会」(事務局:一般社団法人全国銀行協会)による「オープン API のあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」(2017 年 7 月 13 日公表)記載の API 仕様標準、セキュリティ原則に則って整備する予定です。

個人のお客さまの口座に係る API 連携システムの設計、運用及び保守については、外部へ委託を行う予定です。

法人のお客さまの口座に係る API 連携システムの設計、運用及び保守については、外部へ委託を行う予定です。

#### 4. 参考情報

当社の電子決済等代行業者との API 連携に係る情報については、適宜、ホームページ等で公開していく予定です。

#### 5. 本件に係る担当部署

本件の担当部署及び連絡先は以下の通りです。

	担当部署	連絡先
個人のお客さまの口座に係る API 連携	個人企画部	api_kojin@smtb.jp
法人のお客さまの口座に係る API 連携	法人企画部	api_houjin@smtb.jp

以上

(平成 30 年 2 月 28 日現在)